

令和 7 年 第 2 回定例会

# 愛知中部水道企業団議会会議録

令和 7 年 7 月 25 日

愛知中部水道企業団議会

# 令和 7 年第 2 回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

## 目 次

|          |   |
|----------|---|
| 招集告示     | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |
| 一般質問一覧表  | 3 |
| 議案質疑一覧表  | 6 |

### 第 1 号 (7月25日)

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 議事日程                       | 9  |
| 出席議員                       | 9  |
| 欠席議員                       | 9  |
| 説明のために出席した者の職氏名            | 9  |
| 職務のために出席した職員の職氏名           | 10 |
| 開会の宣告                      | 11 |
| 諸般の報告                      | 11 |
| 開議の宣告                      | 11 |
| 議事日程の報告                    | 11 |
| 企業長あいさつ                    | 12 |
| 議会運営委員会委員長の報告              | 13 |
| 会議録署名議員の指名                 | 14 |
| 会期の決定                      | 14 |
| 一般質問                       | 14 |
| 議員派遣について                   | 31 |
| 議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決     | 31 |
| 議案第 10 号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決 | 35 |
| 企業長あいさつ                    | 47 |
| 閉会の宣告                      | 48 |
| 署名議員                       | 49 |

令和7年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年7月9日

愛知中部水道企業団

企業長 佐藤 有美

1 期 日 令和7年7月25日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

|      |      |     |      |    |      |      |     |     |    |    |
|------|------|-----|------|----|------|------|-----|-----|----|----|
| 1 番  | 青    | 木   | けんじ  | 議員 | 2 番  | 鈴    | 木   | 智   | 和  | 議員 |
| 3 番  | こんどう | のぶお | 議員   |    | 4 番  | 武    | 田   | 治   | 敏  | 議員 |
| 5 番  | 岩    | 渕   | 晃久   | 議員 | 6 番  | 山    | 田   | 久   | 美  | 議員 |
| 7 番  | 竹    | 谷   | 明永   | 議員 | 8 番  | 田    | 中   | 祐   | 二  | 議員 |
| 9 番  | 原    | 口   | 百合子  | 議員 | 10 番 | 富    | 田   | えいじ | 議員 |    |
| 11 番 | 水    | 野   | 勝康   | 議員 | 12 番 | わたなべ | さつ子 | 議員  |    |    |
| 13 番 | こう田  | さとみ | 議員   |    | 14 番 | 門    | 原   | 武   | 志  | 議員 |
| 15 番 | 加    | 藤   | のぶひさ | 議員 |      |      |     |     |    |    |

不応招議員（なし）

令和 7 年第 2 回 愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

| 発言<br>順序 | 氏 名<br>(質問方式)      | 一 般 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1        | 山田 久美<br>(一問一答)    | <p>「PFAS」について伺う</p> <p>《質問要旨》</p> <p>1 最近「PFAS」という言葉をよく聞きます。これは 1950 年頃に人工的に開発された化合物と言われておりますが、最近までこの「PFAS」という言葉をほとんど聞いた事ありませんでした。このことについてどのように対応されてきたのでしょうか。</p> <p>2 沖縄、東京都多摩地区、大阪、最近では岡山の山間でも「PFAS」が検出されました。こちらの企業団では味噌川ダム、牧尾ダムが水源となっておりますが「PFAS」検査はされているのでしょうか。</p> <p>3 公園などに設置されている水飲み場ですが、定期的に検査をされていますが、どのような検査をされているのでしょうか。</p>                                                                                            |
| 2        | こんどう のぶお<br>(一問一答) | <p>災害時等に水道の供給が整備されているか。</p> <p>《質問要旨》</p> <p>1 老朽管路の更新事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽管路の更新はどの様にするのか。</li> <li>・管路の老朽化率が将来にわたって 40% 超過しない事に設定した根拠は。</li> <li>・管路更新優先度はどのような考え方でおこなっているのか。</li> </ul> <p>2 重要給水施設管路耐震化事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば豊明市の場合は 13 か所の避難所がありこの計画以外の残り 7 か所の管路耐震化はされているのか。</li> <li>・他市町についても同様であるが耐震化はなされているのか。</li> <li>・非耐震化の管路の状況はどの様になっているか。</li> </ul> |

| 発言<br>順序 | 氏 名<br>(質問方式)      | 一 般 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2        | こんどう のぶお<br>(一問一答) | <p>3 災害時の対応として生活水はどの様に考えているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水としては確保されるがトイレ、洗濯、風呂等の生活水についてはどの様にとらえていますか。</li> <li>・構成市町等との防災対策会議でどの様な連携強化策を講じていますか。</li> </ul> <p>4 災害時の水道のネットワークについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知用水、愛知池など県水の取り入れ施設について耐震がされているか確認はしていますか。</li> <li>・供給されなかった時の対応はどの様にされるのか。</li> </ul>                                                                                                 |
| 3        | 門原 武志<br>(一問一答)    | <p>1 企業団の経費について</p> <p>2 災害時の資金確保について</p> <p>《質問要旨》</p> <p>1 企業団の経費について</p> <p>(1) 地方公営企業法（以下、法という）第17条の2第2項で、地方公営企業の経費は「地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない」とあるが、本企業団における「経営に伴う収入」とは何か。</p> <p>(2) 愛知中部水道企業団規約第10条第2項「地方公営企業法第17条の2第1項に規定する経費の負担並びに同法第17条の3から第18条の2までの規定による補助、出資及び長期貸付けについては、関係市町の長が協議して定める。」について伺う。</p> <p>ア 法第17条の2第1項の「経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費」、「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費」とは何か。</p> |

| 発言<br>順序 | 氏 名<br>(質問方式)    | 一 般 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3        | 門原 武志<br>(一問一答)  | <p>またこれまでどのような事例があったか。</p> <p>イ 法第17条の3「災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる」について、これまでどのような事例があったか。</p> <p>ウ 法第18条による出資について、これまでどのような事例があったか。</p> <p>エ 法第18条の2による長期貸付について、これまでどのような事例があったか。</p> <p>2 災害時の資金確保について</p> <p>(1) 内部留保資金の目標として18億円との説明があり、その算出根拠について、令和6年第3回定例会で「被災後、料金収入が3か月間途絶えることを想定し、応急復旧修繕に係る費用、県営水道の受水費、委託料など、その3か月間に支払う必要がある経費」と説明されたが、その内容を具体的に説明されたい。</p> <p>(2) 復旧にかかる資金について額と調達方法は想定しているか伺う。</p> |
| 4        | わたなべ さつ子<br>(一括) | <p>1 公道等の漏水状況について</p> <p>公道に於いて漏水が認められ、期間も量も違いが散見される。漏水に対して企業団はどのように対応しているのかお伺いする。</p> <p>《質問要旨》</p> <p>1 住民からの相談はどのような経路になっているか。</p> <p>2 近年における対応件数はどのようなか。</p> <p>3 漏水はどのようなことと関係していると考えられるか。</p>                                                                                                                                                                                                                                              |

令和 7 年 第 2 回 愛知 中部 水道 企業 団 議 会 定 例 会 議 案 質 疑 一 覧 表

| 議案<br>番号      | 氏 名      | 議 案 質 疑 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議案<br>第 9 号   | わたなべ さつ子 | <p>議案第 9 号 愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>この改正は「仕事と生活の両立支援の拡充」として国が進める事項のうち、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行予定としている育児時間の多様化関係及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備項目において国家公務員と均衡を図るため、①愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ②愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例を、それぞれ対応する規定の新設及び一部修正を行うものとしている。</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>1 この条例改正に対応する環境整備はどのようなものがあるか。</p> |
|               | こんどう のぶお | <p>議案第 9 号 愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>育児休業等に関する条例の一部改正について</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>1 愛知中部水道企業団職員において今回の第 2 号部分休業の対象者は正規、非正規の方は何名みえますか。</p> <p>2 影響額はどれだけ増えるのでしょうか。</p>                                                                                                                                      |
| 議案<br>第 1 0 号 | 門原 武志    | <p>議案第 1 0 号 令和 6 年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>1 企業債について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                |



| 議案<br>番号   | 氏 名      | 議 案 質 疑 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議案<br>第10号 | 門原 武志    | <p>2 県補助金について</p> <p>3 建設改良費について</p> <p>4 給水原価について</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>1 決算書46ページ「4 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業企業債明細書」によると財政融資資金（令和7年3月25日発行、総額5億円）の利率が2.30%で、借入れを再開した令和3年度の利息0.80%から上昇し続けている。同じ借入額である令和5年度と令和6年度の借入額5億円に対する支払利息の差はいくらになるか。</p> <p>2 決算書4ページの資本的収入第2項県補助金の内容（補助対象事業、補助率など）についてあらためて説明されたい。また減額する補正予算を議会が認めたが、県が減額した理由を説明されたい。また支出への影響を説明されたい。</p> <p>3 決算説明資料2ページの管路更新率が1.25%の目標に対し1.04%と未達成だった要因について説明されたい。</p> <p>4 決算審査意見書10ページに「給水原価が前年度と比較して5.05円（3.2%）増加しており今後の経営状況の悪化が懸念される」とある。県営水道の値上げ額など内訳を説明されたい。</p> |
|            | こんどう のぶお | <p>議案第10号 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>令和6年度決算の認定について</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>1 決算説明資料P2の基幹管路の耐震適合率が令和5年では75.1%から令和6年が75.0%に下がっている</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

| 議案<br>番号   | 氏 名      | 議 案 質 疑 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議案<br>第10号 | こんどう のぶお | <p>がこの理由は。</p> <p>2 決算説明資料P 5の有収率が0.3%下がっています。<br/>これは不明水量が上がっているとのことですか。</p> <p>3 決算説明資料P 7の資本的収支の工事負担金の執行率が47.5%です。区画整理事業のとりやめくりこしの事でしたがどこの工事の中止なのか。</p> <p>4 同じく資本的収支の収入科目、国庫補助金の770万円のくりこしの理由は。</p> <p>5 決算説明資料P 8の経常収支比率、また料金回収比率も低下しているが何の要因でしょうか。</p> <p>6 第3次アクアシンフォニー計画（改訂版）の水需要の動向として大口使用者の地下水利用の影響で使用水量の減少傾向とあるが令和6年度はどの様に減少していますか。</p> |

第 2 回 定 例 会

( 第 1 号 )

## 令和7年第2回愛知中部水道企業団議会定例会

### 議 事 日 程

令和7年7月25日午後2時00分開会

日程第1 企業長あいさつ

日程第2 議会運営委員会委員長の報告

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 一般質問

日程第6 議員派遣について

日程第7 議案第9号 愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第10号 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について

---

### 出席議員（15名）

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1番 青木 けんじ 議員    | 2番 鈴木 智和 議員     |
| 3番 こんどう のぶお 議員  | 4番 武田 治敏 議員     |
| 5番 岩 渕 晃 久 議員   | 6番 山 田 久 美 議員   |
| 7番 竹 谷 明 永 議員   | 8番 田 中 祐 二 議員   |
| 9番 原 口 百合子 議員   | 10番 富 田 えいじ 議員  |
| 11番 水 野 勝 康 議員  | 12番 わたなべ さつ子 議員 |
| 13番 こう田 さとみ 議員  | 14番 門 原 武 志 議員  |
| 15番 加 藤 のぶひさ 議員 |                 |

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のために出席した者の職氏名

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 企 業 長 佐 藤 有 美 君 | 副 企 業 長 小 浮 正 典 君 |
| 副 企 業 長 小 山 祐 君 | 副 企 業 長 石 橋 直 季 君 |

|          |       |          |       |
|----------|-------|----------|-------|
| 代表監査委員   | 柘植豊彦君 | 局長       | 山田紀夫君 |
| 副局長      | 山田浩司君 | 次長（管理）   | 近藤隆徳君 |
| 次長（営業）   | 谷澤英一君 | 次長（技術）   | 竹内稔君  |
| 専門監兼総務課長 | 上村知由君 | 専門監兼建設課長 | 川本弘直君 |
| 経営企画課長   | 川野道広君 | 事業推進課長   | 岡本弘文君 |
| 配水課長     | 白井淳君  |          |       |

---

職務のために出席した職員の職氏名

|               |       |                       |       |
|---------------|-------|-----------------------|-------|
| 議会事務部長<br>書記  | 後藤章仁君 | 総務課主幹                 | 伊藤幸雄君 |
| 管財検査課課長補佐     | 成田英哉君 | 豊明市下水道課長              | 青山康德君 |
| 日進市下水道課長      | 村瀬厚君  | みよし市<br>都市建設部次長兼下水道課長 | 舟橋伸幸君 |
| 長久手市<br>下水道課長 | 丸山賢一君 | 東郷町下水道課長              | 近藤道明君 |

---

### ◎開会の宣告

○議長（武田治敏議員） 令和7年第2回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを始め2議案でございます。

慎重なる御審議をいただきますとともに、議会運営に御協力をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は15名で、議員定足数に達しております。よって、令和7年第2回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（午後 2時00分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（武田治敏議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和6年度2月分から令和7年度5月分までの例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第121条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

---

### ◎開議の宣告

○議長（武田治敏議員） それでは、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（武田治敏議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従って進めます。

本日の日程に入ります。

---

◎企業長あいさつ

○議長（武田治敏議員） 日程第1、企業長より御挨拶をお願いいたします。

佐藤有美企業長。

○企業長（佐藤有美君） 開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日ここに、令和7年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、何かと御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

このたび、近藤裕貴日進市長の後任として企業長に就任いたしました長久手市長の佐藤有美でございます。企業長として全力を傾け、円滑な事業運営に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、昨今、ライフラインの老朽化はメディア報道に多く取り上げられており、社会の関心が日増しに高まっているところでございます。京都市や所沢市での漏水事故、先月には神奈川県鎌倉市でも約1万世帯が長時間にわたり断水を余儀なくされるなど、住民生活や経済活動に多大な影響を与える事故が頻発しております。全国の老朽化した管路の平均更新率は年間約0.64%と低く、このままのペースでは全ての管路の更新に約130年以上かかるとされており、全国的に水道施設の老朽化対策の促進が喫緊の課題となっております。

このような中、去る6月13日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2025、通称「骨太方針2025」におきまして、国民の安心・安全の確保や戦略的に社会資本整備を推進することの観点から、上水道施設の老朽化対策及び耐震化の加速、広域連携の促進を含む持続的なインフラマネジメントの実施など上水道関連の施策が多数盛り込まれ、水道事業の基盤強化に向けて期待されるところでございます。

しかしながら、現状、国からの財政支援におきましては、事業費の高騰が進む中、十分とは言えず、国に対しては、日本水道協会や全国水道企業団協議会の活動を通じ、要望活動を行っておりますが、本企业団においても引き続きその動向を注視してまいります。

本日、定例会で御審議いただく案件は、愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを始め2件でございます。

令和6年度の決算につきましては、生活用水については有収水量及び料金収入ともに増加した一方で、業務営業用水及び工業用水が減少したため、水量全体としましては前年度並み、料金収入は僅かな増加にとどまりました。

なお、令和6年度当年度純利益は9億1,571万円の計上となり、前年度を1億3,30

0万円下回りました。これは、収益が増加したものの、費用において、物価が高騰する中で、県営水道受水費や維持修繕費などの多くが収益以上に増加したことによるものであります。

慎重なる審議をしていただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（武田治敏議員） ありがとうございます。

---

#### ◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（武田治敏議員） 日程第2、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

13番、こう田さとみ議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（こう田さとみ議員） ありがとうございます。

議長より御指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして御報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、7月9日午後1時30分及び本日午後1時30分より委員会を開催いたしました。

7月9日の協議結果につきましては、既に文書で皆様にお知らせしてございますので、主なもののみ御報告を申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第9号 愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを始め2件であり、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

また、議場内への飲料水の持込みについても協議をし、蓋つきのものに限り、持込み、給水できるということといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては一括方式で1名、一問一答方式で3名、議案質疑につきましては3名の事前通告がございましたので、その取扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は、一括方式では再質問を含め2回を超えることができないこととし、一問一答方式では制限を設けず、関連質問は認めないものといたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質疑を含め1議案1人15分以内とし、質



疑回数同一議題については2回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないものとしたしました。

議事進行に格別の御協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（武田治敏議員） ありがとうございます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（武田治敏議員） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、3番、こんどうのぶお議員及び12番、わたなべさつ子議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（武田治敏議員） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（武田治敏議員） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問については通告がありますので、通告順に発言を許します。

6番、山田久美議員。

○6番（山田久美議員） 6番、山田久美。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最近、PFASという言葉をよく聞きます。PFASとは、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称ですが、1万種類以上の物質があるとされており、水や油をはじき、熱や薬品に強いといった特性から、フライパン、防水スプレー、消火剤等幅広く使用されてきました。しかし、環境中で分解されにくく、生物に蓄積しやすいという性質を持ち、一部のPFASは発がん性や免疫等の影響が指摘されているようです。

PFASは、1950年頃に人工的に開発された化合物と言われておりますが、最近まで

このPFASという言葉は聞いていないように思います。7月11日の朝刊に、国の天然記念物で絶滅危惧種のツシマヤマネコからPFASが検出されたことが愛媛大学などの研究チームによる調査で分かったとの記事がありました。有害なポリ塩化ビフェニルも確認され、いずれも高濃度であり、健康に影響が懸念されるとのことでした。また、家庭で飼われている犬や猫を対象として血中濃度を調査したところ、北海道と大阪でも検出されたということです。

そこでお伺いいたしますが、これらのことについてはどのように対応されてきたのか、お願いいたします。

○議長（武田治敏議員） 山田議員の質問に対する答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 技術次長の竹内でございます。よろしくをお願いいたします。

PFASについては、国からの通知により令和2年度に水質の管理目標設定項目に設定されました。

企業団では、この通知を受け、令和2年度から自己水源の井戸での検査を年1回、令和3年度からは自己水源の井戸での検査に加え個人宅の給水栓水8か所、令和4年度からは個人宅の給水栓から公園などの給水栓に変更し、年1回検査を実施しておりましたが、令和5年度以降、検査箇所の見直しを行い、令和6年度は自己水源の井戸と給水栓水7か所で実施しております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） 令和2年度から自己水源の井戸1回、それから令和3年度から自己水源での検査と給水栓8か所、年1回の検査をされたということですが、令和5年度以降に検査の箇所の見直しをされ、自己水源の井戸と給水栓7か所でされたとの御答弁でございました。

そこでお伺いをいたします。

令和3年度以降に実施されていた給水栓の場所はどこになるか、お願いをいたします。

○議長（武田治敏議員） 答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 令和3年度は、配水系統ごとに依頼した個人宅の8か所。

令和4年度は、三ヶ峯配水場系統で長久手市市が洞地内の市が洞三丁目公園、東郷配水場系統で豊明市栄町地内の大原公園、三好ヶ丘配水場系統でみよし市みなよし台地内のみなよし台公園、尼ヶ根配水場系統で東郷町春木台地内の喜之右衛門公園、二村山配水場系統で豊明市新田町地内の中島公園、東山配水場系統でみよし市福田町地内の福田緑地公園、福谷・

高嶺配水場系統でみよし市三好町地内の三好公園、笠寺山配水場系統で日進市赤池地内の赤池南1号公園の8か所。

令和5年度は、令和4年度に実施した場所のうち、二村山配水場系統の中島公園を豊明市栄町地内の大脇受水場へ変更した8か所。

令和6年度は、令和5年度に実施した場所のうち、笠寺山配水場系統の日進市赤池地内の赤池南1号公園を取りやめた7か所で検査を行っております。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） 8か所あった給水栓を令和6年度に1か所減らして7か所にされた理由を教えてください。

○議長（武田治敏議員） 答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 笠寺山配水場系統は、自己水源と県水を合わせて運用していましたが、自己水源を廃止し、東郷配水場から送られてくる県水だけで運用しており、東郷配水場系統と同一となったため、令和6年度から見直しを行いました。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） 先ほど個人宅も依頼されているとの御答弁がございましたが、どのような基準で個人宅を選ばれているのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 配水場から遠い場所や滞留しやすい場所の個人宅を選定しておりました。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） ただいまの御答弁で、配水場から遠い場所や滞留しやすい場所の個人宅を選ばれているとのことでしたが、その場合、依頼したお宅には謝礼等はお支払をされているのでしょうか。それとも、水道料金からその謝礼を差し引いた金額を水道料金としておられるのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 検査委託料として、月額5,300円を支払っておりました。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） 月額で5,300円をお支払していたということですね。

では次に、検査箇所について伺います。

検査箇所についてですが、毎年見直しをされていかれるのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 配水区の統合や施設の運用を変更した場合などに見直しを行いますので、毎年見直しをするものではございません。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） 冒頭でも触れましたけれども、沖縄、東京都多摩地区、大阪、最近では岡山の間山でもPFASが検出をされました。こちらの企業団では、味噌川ダム、牧尾ダムが水源となっておりますが、PFASの検査はされておられるのか、お願いいたします。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 先ほども答弁したとおり、企業団では自己水源の井戸や給水栓水で年1回検査を実施しており、いずれの検査実施箇所においても目標値である50ナノグラムパーリットル未満であることを確認しています。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） 目標値が50ナノグラムパーリットル未満ということですので、国が定めている日本での目標値であることは分かりました。

それでは、国によって目標値に違いがあるのか、もし分かるのであれば教えてください。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 国ごとの数値は把握しておりません。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） では、公園などに設置されている水飲み場についてですけれども、私が公園の清掃をしているとき、水質検査をされている方たちを見かけることがございます。定期的に検査をされているのだと思いますが、どのような検査をされているのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 配水区の中で末端に近い公園6か所と大脇受水場の計7か所で、色、濁り、残留塩素濃度、pH値、PFASなどの検査を実施しております。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） 配水区の中で末端に近い公園で検査をされておられるということですが、こちらの公園の場所はどこになるのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 末端に近い場所で検査のために採水している公園については、先にお答えした6か所でございます。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） それでは、末端に近い場所で検査されている理由も教えてくださいませんか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 過去の厚生労働省の立入検査時の指摘事項で、配水場から遠い場所、滞留しやすい場所で水質検査を行う旨が記載されておりますので、毎日水質検査、水質検査基準項目検査、水質管理目標設定項目検査は、配水区の中で最も末端部分になる公園などを選択して実施しており、P F A Sについても水質管理目標設定項目のうちの1項目として検査を行っております。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） これは意見なんですけど、今回、P F A Sについて質問をさせていただきましたけれども、水は人や動植物にとっても生きていく上で命の水と言われているほど大変重要であります。そのため、環境省は2026年の4月から水質検査を始め、基準となる数値を超えた場合の改善を義務づける方針に決められました。私は今回の質問を通じて、国が今まで努力義務としていた検査項目に対し、企業団では独自で1年に1回検査をされていることを知ることができ、大変安心することができました。

来週の31日、1日には、議員研修で水源となっております味噌川ダムと牧尾ダムに行きますが、今回の一般質問を通じて丁寧な御答弁をいただき、このダムからの水が多くを検査を経て私たちに届けられているのだなと感じながら研修を受けることができます。

これからも私たち市民、町民の方たちが安心して蛇口を開くことができますようお願いをいたしまして、私の質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（武田治敏議員） これにて、6番、山田久美議員の一般質問を終わります。

続きまして、3番、こんどうのぶお議員。

○3番（こんどうのぶお議員） それでは、一般質問をさせていただきます。

愛知中部水道企業団の設立からちょうど50年、「水道から蛇口まで、みんなに気持ちいい水道」との基本理念を踏まえ、安全、強靱、持続の基本計画である第3次アクア・シンフォニー計画もはや5年が過ぎ、当初計画の全ての事業に対して事業の内容及び事業費の点検を行い、より効率的で実行可能な事業計画に見直したとのこと。それらを踏まえて、今回、災害時に水道の供給が整備されているかについて御質問をします。

1番目の老朽管路の更新事業について、今後どのような方針で行うのでしょうか。

○議長（武田治敏議員）　こんどう議員の質問に対する答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内　稔君）　技術次長の竹内でございます。よろしくお願いいたします。

老朽化資産と位置づけている管路は塩化ビニル管が圧倒的に多く、今後も老朽化資産となる管路が多く発生することが予測されていることから、重点的に更新を進めていきます。

○議長（武田治敏議員）　こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員）　それでは、第2次水道施設整備計画の4ページの一番下の管路、これが老朽化率40%。そういった超過をしないように設定した、この根拠は何でしょうか。

○議長（武田治敏議員）　答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内　稔君）　平成27年に厚生労働省が行った水道管の老朽化対策の立入検査において、その対象が老朽化率40%以上の自治体が抽出されていたことを根拠に老朽化率40%を超過しないように設定しました。

○議長（武田治敏議員）　こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員）　老朽化率40%、更新率が1%、現状は約20%なんですけど、今後、これはどんどん増え続けまして、令和32年度には約39%、40%近くになります。これは漏水が増えると思うんですけど、その懸念はございませんか。

○議長（武田治敏議員）　竹内次長。

○次長（技術）（竹内　稔君）　漏水管が増えるのではないかと御質問でよろしいでしょうか。

○3番（こんどうのぶお議員）　はい。

○次長（技術）（竹内　稔君）　漏水が増える可能性はありますが、漏水調査業務とか、あと管路施設点検業務の結果を踏まえて老朽管更新事業の区域を選定することで、漏水が増大することを防ぐように計画いたしております。以上です。

○議長（武田治敏議員）　こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員）　40%、もうほとんど半分ぐらいがなった場合なんですけど、これはこの40%の目標というのが緩過ぎると思いませんか。どうでしょう。

○議長（武田治敏議員）　竹内次長。

○次長（技術）（竹内　稔君）　事業費を勘案して設定しているものですので、これが適切だと考えております。

○議長（武田治敏議員）　こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 先ほどの話に戻りますけど、老朽管率40%、更新率1%、毎年1%の修繕で100年かかる計算です。少し気にかかるのが、前ページの第2次水道施設整備計画の3ページの一番下の図、2の3というのがあるんですけど、これの全管路の老朽化率の推移を見てみますと、令和5年が18.58、令和6年が18.6%になっております。その次の飛んで4ページの図2の6というのがあるんですけど、これの令和12年が20.9%の予定となっているんです。

また戻りますけど、3ページの令和12年の更新しなかった場合、その数値が令和12年30.85、管路更新率が1%で設定されているんで、令和12年までの6年で6%の更新率、更新しなかった場合の30.85から6%引くと24.85となるんです。4ページの数値20.9と老朽化率が約4%違ってくるんですけど、この理由というのとは何かあるんでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 老朽化率が1%ずつ下がらないのは、全管路の延長が約1,800キロメートルあります。18キロを更新することで更新率1%は達成できますけど、その距離以上の管路が、毎年、老朽化資産として増大するからこのようになっております。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） それでは、令和5年度末の老朽化資産の、これで98%が塩化ビニル管が占めているということですね。今後、これをどのようなものに変えていくんでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） こちらの塩化ビニル管をポリエチレン管の、いわゆるHPPというものに変えていきますので、そちらの方で対応していきたいと思っています。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） ポリエチレン管ということですね。

ポリエチレン管の目標耐用年数が60年で設定されています。塩化ビニル管も最近の資料では50年以上ということもあります。また、ポリエチレン管の100年寿命の検証という技術報告書があるんですよ。これには、今後、耐震管である水道配水用ポリエチレン管を更新用管材として使用すれば、更新率1%程度であっても持続可能な管路更新が実現できるものと考えられると。ここ数十年で継ぎ手の熱融着継ぎ手ですか、電気融着というものも出てきたようです。接合部の管と継ぎ手を熱で溶かして、分子レベルで接合するという工法で

す。水道配水用のポリエチレン管の耐圧性、耐久性を検証した結果、100年以上の寿命を有しているという結果が出ているんです。要は、目標耐用年数を長くすることで経費が減ります。特に工事ですね、大変経費が減る。

今後、更新費用の削減が非常に抑えられると思いますけど、一つの更新費用の削減案として、耐用年数の見直し、検討をするお考えはございませんか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 私どもの方でも、様々なメーカーの方から鋳鉄が何年というふうにあって、あと配水用ポリエチレン管が何年というものがありまして、その検証自体を行っていきたいと考えていますので、今のところ目標の耐用年数の設定は、鋳鉄管の方が80年で配水用ポリエチレン管の方が60年という設定で行っていますので、今後、研究で検討課題にはなるといいますので、御指摘、ありがとうございます。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 材料、技術だとか日進月歩で進んでおります。そのような情報をつかんでいただき、現場に反映していただきたいと思います。

次の質問に行きます。

第2次水道施設整備計画の5ページの管路の更新優先度、これは老朽化の高い管路、漏水事故の多発道路、管網総合評価の更新優先順位ですということですね。

中日新聞からの情報なんですけど、長久手市、日進市は南海トラフ予想震度6弱であります。豊明市は震度6強、最近の情報では震度7とも言われております。南に行くほど震度は上がっていきます。

南海トラフ地震は、すぐにでも、今起こると言われております。令和6年8月には南海トラフの地震臨時情報も出ました。南海トラフ地震も含めた管路更新の優先、耐震化ですね、その対応は考えられていますか。

○議長（武田治敏議員） 答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 先ほどこんどう議員から言われたように、それを踏まえて、老朽度の高い管路、漏水事故時の影響を勘案して抽出した区域と漏水頻度の高い管路を更新するように考えております。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） ここに管路更新の優先の考え方、先ほどのなんですけど、これを見ますと、南の方の豊明が非常に多いと。これは、長久手市とか日進市は比較的新



しいまちなんですよね。豊明は意外と古いと。そういう震度の大きさ、管の古さが問題になるとは思いますけど、そういうことで豊明市からのそういった要求は出ていますでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 出てきておりません。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 次に移ります。

12ページ、13ページの重要な給水施設の管路の耐震化事業についてお聞きします。

例えば豊明市の防災計画によると、指定避難所は小・中学校、高校、カラット、13か所なんですけど、この中で見ますと、カラットは載ってなかったんですけど、調べてみると令和3年時期で、藤田医科大学、カラット、三崎、豊中は耐震化されているということなんです。あと、残りの令和7年度までの耐震化と令和8年度以降の耐震化を見比べてみましても、残りは栄中、栄小、豊小、中央小とまだあるんですけど、これらも今後の耐震の管路の予定に入っているのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 質問の要旨について、まだ公表はしておりませんが、先日の全員協議会で御説明させていただいた第2次水道施設整備計画の改訂版の内容からと捉えて答弁させていただきます。

重要給水施設管路耐震化事業に関しては、企業団全域での計画以外の対象施設34か所について16か所へ至る管路が耐震化済みで、18か所への管路が未整備となる予定です。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） ありがとうございます。

次に移ります。

3番の災害時の生活用水はどのように考えているかということで、災害時には中水としての飲料水は十分供給できていると思っています。飲料水は1日約3リッター、3日から10日分が必要だと思います。実際の生活には生活水が欠かせないことだと思います。洗濯、風呂、トイレ、そういったもので1日10リッターから20リッター必要とされています。中水としても災害時に生活水を運ぶということが必要と思われると思いますが、そのお考えはいかがでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 震災時等は、企業団の職員も、まず企業団の配水池等、そちらの方の確認の方になりますので、職員に限られておりますので、運ぶことは、大変申し訳ないんですけど、することができません。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） そうですね。100人ぐらいの規模なんで、それは分かる話ではあるんですけど、中水として各自治体の井戸水の使用状況は把握はされているんでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 各家庭の井戸などありますので、そちらの方は把握の方ではできておりません。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 把握してないということですね。

中水さん、井戸水があって、フィルターを使ってそういった生活水、そういったものもできるということで、そういったフォローと、あとは水質検査も中水さんは専門部署があって各井戸でやっていると思うんですが、検査キットを、ああいう井戸水がたくさんありますので、そういうところに提供するというような協力はできないんでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 大変申し訳ないですけど、今、うちの業務で手いっぱいになっておりますので、それも含めて検討ができればなというふうに思っております。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） それでは、次の構成他市町との防災対策会議をしているんですけど、それはどのような連携強化策、議論をしてみえるんでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 構成市町に尾三消防本部を加えた防災担当者会議にて、応急給水対策に関する連携強化を図っております。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） そのときに、具体的に中水として他市町にこういった協力ができるんでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 答弁者、よろしいですか。

よろしいですか、答弁者。

竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 避難所の受水槽を活用した応急給水と、これに伴う応急資材の整備の見直しを協議しております。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 整備の見直しということですね。しっかりやっていただきたいと思います。

あと、災害時の訓練はどのようなことをされているのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 応急給水に関しますと、市町を交えた、うちの企業団の応急給水班と一緒に連携して取り組んでおります。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 4番目、災害時の水道ネットワークについてお聞きします。

中水の企業団事業概要を見てみますと、元は木曽川から来て愛知用水、愛知池など、ほぼ県水を取り入れて配水場に入れていると思います。有事の際に県水から水は提供されるのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 答弁者、よろしいですか。

○次長（技術）（竹内 稔君） 少々お待ちください。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 県営水道は、地震災害時には2週間以内での平常給水が可能と想定しており、その後に供給が滞る場合には、県営水道と協議を行うとともに、日本水道協会及び会員水道事業者による相互応援の仕組みを活用して応急給水や早期の給水確保につなげたいと考えております。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） ありがとうございます。

木曽川から愛知用水、愛知池についての耐震は確認されているのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 企業団では、相手方に直接確認をしておりません。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 最後に、この地域は恒久的な水源が乏しく、水道は県水の愛知用水が頼りであります。いつ来るか分からない災害時に備え、関係市町村と、飲料水だけ

ではなく、中水の水源、深井戸ですか、また各市町村にある井戸水の効果的な利用、生活水も含めてきめ細かい協議をしていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（武田治敏議員） これにて、3番、こんどうのぶお議員の一般質問を終わります。

続きまして、14番、門原武志議員。

○14番（門原武志議員） 14番、門原武志でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、企業団の経費についてということで通告させていただきました。

地方公営企業法の第17条の2第2項で、地方公営企業の経費は、地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとありますけれども、本企業団における経営に伴う収入とは何でしょうか。

○議長（武田治敏議員） 門原議員の質問に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問につきましてお答えさせていただきます。

経営に伴う収入とは、企業が企業として経営を継続することに関連して入ってくる収入でございます。本企業団の場合は、水道事業を経営しておりますので、具体的には水道料金を始め工事負担金、国庫補助金、企業債などであり、他会計負担金を除いた収入全般でございます。

なお、この法第17条の2第2項にございます地方公営企業の経費は、地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないという規定が独立採算制の根拠となっております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 次に参りますけれども、愛知中部水道企業団規約第10条第2項、地方公営企業法第17条の2第1項に規定する経費の負担並びに同法第17条の3から第18条の2までの規定による補助、出資及び長期貸付けについては、関係市町の長が協議して定めるについて伺います。

まず最初に、第17条の2第1項の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費と、当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費とは何でしょうか。また、これまで

どのような事例がありましたでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 最初に、地方公営企業法第17条の2第1項では政令に定めるものと規定されており、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費で政令で定められているものは、公共の消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費及び公園その他の公共施設において水道を無償で公共の用に供するために要する経費でございます。本企業団に該当する経費は、消火栓の設置や維持管理に係る経費などがございます。

また、もう一方の当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費につきましては、水道事業は政令による定めがございませんので、該当する経費はございません。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 次に参ります。

法第17条の3、災害の復旧その他特別の理由により必要があった場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができるについて、これまでどのような事例があったでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 令和2年度の新型コロナウイルス感染症が拡大していた折に、みよし市の水道料金の4か月分の基本料金を減免するといったみよし市独自の経済支援策に対応する代わりに、みよし市から当該基本料金相当額や水道料金システムの改修、対象者への連絡に要した経費などを補助金として収入した事例がございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 次に参ります。

法第18条による出資については、これまでどのような事例があったでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 出資を受けた事例はございません。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 次に参ります。

法第18条の2による長期貸付けについては、これまで事例があったでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 事例はございません。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 今まで企業団の経費について確認させていただいたわけなんですけれども、法第17条の3、災害の復旧その他の理由により必要がある場合は云々、補助することができるの事例について、みよし市の水道の基本料金の減免という事例が挙げられましたけれども、こういった補助金を入れることによって何かペナルティーはあったんでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） ペナルティーは特にございませんでした。以上です。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 特にペナルティーはない。これは多分、みよし市さんの方から申出があって、みよし市の方で補助をするからということで協議されて、企業団が認めて、またこの議会も認めた、そういった経過があったかと思えますけれども。ところで、企業団で水道料金の減免とかいうことについて、これまで議事録を読んでいますといういろいろな提案されているわけなんですけれども、先ほど管理次長が御説明されたとおり独立採算の原則によりというふうなことで、みよし市さんによる事例しかないという。そういった中で、私、先ほどの企業団規約第10条第2項、いろいろな補助も含めまして関係市町の長が協議して定めるというふうなことについて出しまして、その具体例についていろいろ確認させていただいたわけなんですけれども。ところで、関係市町の長が協議して決めると、これは誰が呼びかけるんでしょうね。協議された事例があるのかなのか、ちょっと私、分かりませんので。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 規約には関係市町の長が協議して定めるとございますので、災害その他特別の理由等により必要があれば、企業長として関係市町の長に対し、協議なされるものと考えております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 今回は水道料金が値上げされたところなんで、あえて通告には加えませんし、質問もしませんけれども、よく御存じのとおり東京の水道が基本料金を減免すると。また、愛知県内でも丹羽広域事務組合が、こちらは大口町さんと扶桑町さんで構成さ

れているわけなんですけど、こちらの両町の申入れによって、丹羽広域事務組合の水道部が、2つの町が足並みをそろえられるならば、やりましょうねというふうなことであったそうであります。

そういったことで、こちらに企業長、あるいは副企業長のお立場でいらっしゃるんですけども、各市町の長がいろいろ補助についても協議することが規約で定められておりますもので、こういうふうなこともやっていただけたらいいのかなと。これは意見として述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次の項目に参ります。

次の質問なんですけれども、災害時の資金確保について伺いますけれども、内部留保資金の目標として18億円との説明がありまして、その算出根拠として、令和6年第3回定例会で、被災後、料金収入が3か月間途絶えることを想定し、応急復旧修繕に係る費用、県営水道の受水費、委託料など、その3か月間に支払う必要がある経費と説明されましたけれども、その内容をもう少し具体的に説明していただきたいんですが。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 具体的な内容についてでございますが、応急復旧修繕に係る費用、県営水道の受水費、営業業務委託を始めとする委託料、配水施設等に係る電力費である動力費、水源施設に係る薬品費のほか人件費などについて、被災後においても継続して支払う必要がある経費として想定したものでございます。

また、3か月と設定したのは、阪神・淡路大震災で被災した団体を始め、過去に大規模災害で被災した団体に対し調査を実施し、当該調査結果を参考に料金収入が途絶える期間として設定したものでございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） こちらは、災害が起きる前にやってもらった工事について、支払が途絶えちゃいけない、事業者さんが困るようなことがあってはならない、そういったことで手持ちの資金が必要だと、そういったお考えだと思いますけれども、そういうことですね。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 議員おっしゃられるように、委託料等既に履行済みの経費も、こちらには含まれております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） ある程度、手持ちのお金が必要だというふうなことについて理解できました。

ところで、復旧に係る資金の額については、災害の規模や水道施設の被災状況によっていろいろ変わってくるかと思えますけれども、その資金について額と調達方法について想定はあるでしょうか、伺います。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 復旧に係る資金の額につきましては、災害の規模や水道施設の被災状況によって復旧方法が異なり、復旧に要する費用の算定条件が多様であるため、金額を想定することが困難であることから、具体的な算定は行っておりません。

また、復旧に係る資金の調達方法につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく国庫補助金を始め、地方債同意等基準等に基づく地方公営企業等災害復旧事業債を想定しております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 応急の修繕とかについては、先ほど3か月分必要だと、料金収入が3か月分途絶えることを想定した額ということが想定されているわけなんですけれども、本格的な完全な復興といいますか、復旧といいますか、元に戻すということについては、あえてこちらで想定することではなく、国の方で当然手当されるだろうというようなことで私もよろしいかと思えます。

大切なのは、実際にお金があっても、その執行に必要なというか、その工事をやっていただくための人がいなければ何ともならないということで、先ほどの一般質問の答弁の中でもありましたけれども、いろいろな事業者さんと御協力されて頑張られるというふうなことだと理解しております。これからは災害に強い水道ということで頑張っていただきたいと思います。

一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田治敏議員） これにて、14番、門原武志議員の一般質問を終わります。

続きまして、12番、わたなべさつ子議員。

○12番（わたなべさつ子議員） では、議長のお許しをいただきましたので、一括方式で次のことについて質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

質問事項は、公道等の漏水状況についてです。

公道において漏水が認められ、期間も量も違いが散見されます。漏水に対して企業団はど



のように対応しているのか、お伺いいたします。

質問内容としては、１、住民からの相談はどのような経路になっていますか。

２、近年における対応件数はどのようなですか。

３、漏水はどのようなことと関係していると考えられますか。

よろしくお願いいたします。

○議長（武田治敏議員） わたなべ議員の質問に対する答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 技術次長の竹内でございます。よろしくお願いいたします。

まず１点目、住民からの相談はどのような経路になっているかについてでございますが、電話、ファクス、メールにより住民の方から連絡をいただいております。

２点目、近年における対応件数はどのようなかについてでございますが、令和２年度は３１２件、令和３年度は３８４件、令和４年度は４２１件、令和５年度は３９７件、令和６年度は３７６件の公道漏水修理を行いました。

３点目、漏水はどのようなことと関係していると考えられるかについてでございますが、管路の老朽化が漏水の主な原因と考えております。以上です。

○議長（武田治敏議員） わたなべ議員。

○１２番（わたなべさつ子議員） それでは、場所や状況などを伝える方法として分かりやすい方法はどのようなでしょうか。

２、件数における変化は特にないようですが、例えば令和６年度の地区と件数はどのようなですか。

３、老朽化が原因ということではありますが、どのようなところから判断がなされているか、お聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 再質問の１点目、場所や状況などを伝える方法として分かりやすいのはどのようなかについてでございますが、漏水箇所の特定はマッピングシステムに住所を入力することにより行っておりますので、住所を正確に伝えていただきますと、スムーズに漏水箇所の特定が行えます。

２点目、令和６年度の地区と件数はどのようなかについてでございますが、令和６年度３７６件の内訳は、豊明市８０件、日進市１１０件、みよし市７５件、長久手市４８件、東郷町６３件となっております。

３点目、老朽化が原因ということである、どのようなことから判断がなされているかにつ

いてでございますが、漏水修理の履歴から布設年度が古い管の修理割合が多いことから、老朽化によるものと判断しております。以上です。

○議長（武田治敏議員） わたなべ議員。

○12番（わたなべさつ子議員） この質問をいたしまして、当然ではございますけれども、企業団におかれましては24時間体制で漏水処理を行っていただいている現状を知ることができました。市民の側からも漏水について連携してまいりたいと考えております。

以上で、この質問を終わります。

○議長（武田治敏議員） これにて、12番、わたなべさつ子議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

（午後 2時58分 休憩）

（午後 3時05分 再開）

○議長（武田治敏議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（武田治敏議員） 日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、愛知中部水道企業団議会会議規則第85条の規定により、事前に配付いたしました資料のとおり実施したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、配付資料のとおり実施することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（武田治敏議員） 日程第7、議案第9号 愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。

議案第9号 愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、関係する条例の一部を改めるためでございます。

改正の内容といたしましては、第1条では、愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例につきまして、育児時間の多様化及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備として、第19条第1項で、任命権者に妊娠、出産等について申出をした職員に対して、仕事と育児との両立支援制度等に関する情報提供や制度利用に係る意向確認のための措置などを義務づけ、第2項で、3歳に満たない子を養育する職員に対して、一定期間内に前項と同様の措置を義務づける規定を新設し、既存の第19条を繰り下げ、第19条の2とするものでございます。

第2条では、愛知中部水道企業団職員の育児休暇等に関する条例につきまして、育児時間の多様化及び育児に関する両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備として、第19条で対象要件の拡大を、第20条で現行の部分休業（第1号部分休業）の取得対象に非常勤職員を加えるよう改め、第20条の2で、現行の部分休業（第1号部分休業）のほかに、第2号部分休業として1年度につき条例で定める時間を超えない範囲内で取得できる部分休業を設け、第20条の3で部分休業の請求を申し出る単位期間を年度と定め、第20条の4で第2号部分休業に係る1年の上限時間を規定し、第20条の5で改正に伴う特例などを新設し、第21条及び第22条では改正に伴う所要の整備を行うものでございます。

なお、この条例は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（武田治敏議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第9号について質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

12番、わたなべさつ子議員。

○12番（わたなべさつ子議員） では、議案第9号について質問をいたします。

この改正は、仕事と生活の両立支援の拡充として国が進める事項のうち、令和7年10月1日から施行予定としている育児時間の多様化関係及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備項目において国家公務員と均衡を図るため、愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例、愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例をそれ

それぞれ対応する規定の新設及び一部修正を行うものとしています。

質問としましては、この条例改正に対応する環境整備はどのようなものがありますか。よろしく願いいたします。

○議長（武田治敏議員） わたなべ議員の質疑に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。よろしく願いいたします。

この条例改正に対応する環境整備はどのようなものがあるかについてでございますが、取得に向けた情報提供に関しましては、これまでに引き続き全職員を対象とした制度に関する周知や相談体制の充実などを図るとともに、制度利用の対象職員に対しては個別に制度を周知し、制度利用に関する意向調査や意向調査の結果を踏まえた業務等への配慮を行ってまいります。

また、制度利用に伴う業務面の環境整備につきましては、できる限り業務に支障が出ないよう計画的な業務の引継ぎや情報共有、さらに業務分担の工夫や業務の見直しを適宜行うことで周りの職員の負担軽減を図りつつサポートにより対応してまいります。業務運営に支障が生じる場合には必要に応じた人事配置などにより対応し、仕事と生活の両立支援の拡充の促進に向けて努めてまいります。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） わたなべ議員。

○12番（わたなべさつ子議員） 技術職場においても、技術継承の上でも働きやすい職場は必要不可欠と考えます。仕事と生活の両立支援に今後とも努めていただけるよう申し上げ、この質問を終わります。

○議長（武田治敏議員） これにて、12番、わたなべさつ子議員の質疑を終わります。

続きまして、3番、こんどうのぶお議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 議案第9号、質疑をさせていただきます。

愛知中部水道企業団職員において、今回、第2号部分の休業の対象者、正規、非正規の方は何名見えますか。もう一つで、影響額はどれだけ増えるのでしょうか。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員の質疑に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。よろしく願いいたします。

1点目の第2号部分休業の対象者は、正規、非正規で何名かについてでございますが、実施となる令和7年10月1日時点における第2号部分休業の対象者は、正規職員24名、非

正規職員ゼロ名の見込みでございます。

2点目の影響額はどれだけ増えるのかについてでございますが、現行の第1号部分休業に加え第2号部分休業の新設により、仕事と育児の両立支援に向けた選択の幅が広がるものとなりますが、いずれの部分休業を取得する場合においても取得相当分の給与は支給されませんので、第2号部分休業の新設に伴う影響額として、減額となることはありますが、増額はございません。以上でございます。

○議長（武田治敏議員）　こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員）　再質疑をさせていただきます。

今回、第2号部分休業が追加されるということです。もともとある第1号対象者、今お聞きしました24名、その利用者は何名お見えでしょうか。以上です。

○議長（武田治敏議員）　こんどう議員の再質疑に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君）　第1号部分休業の利用者でございますが、1名でございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員）　これにて、3番、こんどうのぶお議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員）　次に、賛成討論の発言を許します。

こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員）　議案第9号　愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

今回、未就学児の部分休業の選択肢が増えたということです。その点は非常によいと思います。この休業は無給のため、休業すると収入が減ってしまいます。また、休業時間の分はほかの方へしわ寄せをしてしまう可能性もあり、まだまだ取得しにくいんだと思います。平成4年からの制度で、実績は今までゼロとのことです。今回の第1号の部分休業は24人中1人とのことで、取得者はかなり少ないと思います。本当に必要がないのか、取りづらい職場になっているのか分かりませんが、夫婦で働く時代であります。仕事の合理化、能率向上、取得しやすい風土づくりを図っていただき、取得していただきたいと思います。

また、しっかりと案内、周知をしていただき、働きやすい環境づくりを目指していただけることを望み、賛成討論とします。

○議長（武田治敏議員） 他に討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田治敏議員） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決

○議長（武田治敏議員） 日程第8、議案第10号 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田局長。

○局長（山田紀夫君） 局長の山田でございます。

議案第10号 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について御説明いたします。

お手元の令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算書を御覧いただきたいと思います。

それでは、表紙をおめくりいただきまして、議案の本文を朗読させていただきます。

令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計に生じた利益は、地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算を同法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年7月25日提出。

2ページ、3ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、1、令和6年度愛知中部水道企業団水道事業決算報告書でございます。

予算の執行状況で、消費税込みの額となっております。

初めに、（1）の収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款水道事業収益は、予算額の合計になりますが、75億8,465万6,000円に對しまして、決算額は76億8,029万4,933円で、主な収益は水道料金収入となりまして、水道事業収益全体で予算額に比べ、9,563万8,933円の増となりました。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は、予算額の合計になりますが、66億2,246万7,000円に對しまして、決算額65億3,148万8,187円で、第1項営業費用の主な項目は、県営水道の受水費、減価償却費、維持修繕費、職員給与費などでございます。

また、第2項営業外費用は、借入企業債の支払利息、支払消費税や過年度分水道料金の減免でございます。

第3項の特別損失は、公用車売却に伴う売却損などでございます。

なお、水道事業費用全体といたしましては、営業費用に翌年度への繰越額が46万2,000円ございますので、これを差し引いた9,051万6,813円の不用額が生じました。

4ページ、5ページをお願いいたします。

初めに、(2) 資本的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款資本的収入は、繰越額に係る財源充当額を含めた予算額の合計になりますが、17億220万7,265円に對しまして、決算額は10億8,598万7,542円で、資本的収入全体で予算に比べ、6億1,621万9,723円の減となりました。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は、繰越額を含めた予算額の合計になりますが、45億2,706万8,400円で、主に第1項の建設改良費で行いました第2次水道施設整備計画に基づく老朽管路更新工事や管路耐震化事業、第2項の企業債償還金などで建設改良費において翌年度への繰越額の合計になりますが、3億5,426万9,300円ございますので、支出全体では6億3,275万3,803円が不用額となりました。

また、欄外の記述は、資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額の補てん財源の説明でございます。

資本的収支の不足額24億5,405万7,755円は、減債積立金800万円、建設改良積立金1億4,215万9,902円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億2,902万4,851円、過年度分損益勘定留保資金15億632万6,048円及び当年度分損益勘定留保資金5億6,854万6,954円で補てんをいたしました。

6ページをお願いいたします。

こちらは、2、令和6年度愛知中部水道企業団水道事業損益計算書で、消費税抜きとなっております。

1の営業収益は、主に水道料金収入であります給水収益で、2の営業費用は、主に（1）の原水及び浄水費に含まれております県営水道の受水費、同じく（1）の原水及び浄水費から（3）の総係費に含まれています維持修繕費、職員給与費、委託料などや、（6）の減価償却費、（7）の資産減耗費、これらに3の営業外収益を加え、4の営業外費用を差し引いた経常利益は9億1,579万8,638円となり、これに5の特別利益を加え、6の特別損失を差し引いた当年度純利益は、9億1,571万1,462円となりました。

また、前年度繰越利益剰余金3億1,901万9,105円と、令和6年度に使用した減価積立金及び建設改良積立金の取崩しにより生じたその他未処分利益剰余金変動額1億5,015万9,902円を合わせました当年度未処分利益剰余金が13億8,489万469円となっております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

こちらは、3、令和6年度愛知中部水道企業団水道事業剰余金計算書でございます。

表の上から7行目の処分後の残高欄、ここでは令和5年度までの資金と剰余金の状況で、すぐ下の8行目の当年度変動額の欄が令和6年度の増減の状況を示しております。表の右から3列目の未処分利益剰余金の列の下から4行目の減価積立金の取崩し額800万円、その下の行の建設改良積立金の取崩し額1億4,215万9,902円並びにその下の当年度純利益9億1,571万1,462円を合わせた、3行上になりますが、当年度変動額10億6,587万1,364円が本年度の増加額として計上されております。

なお、表の一番下にあります資本金を始めとした各項目の当年度末残高のそれぞれの額は、後ほど御覧いただきます13ページにあります貸借対照表の資本の部の各項目の額と同じでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

こちらは、4、令和6年度愛知中部水道企業団水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

表の1行目の一番右列にあります未処分利益剰余金の当年度末残高13億8,489万469円を地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決をいただきまして、上から3行目の減価積立金に300万円、今後の施設の更新整備事業等の財源として、その下の行の建設改良積立金に4,416万2,393円をそれぞれ積立てし、令和6年度に使用した減



債積立金と建設改良積立金の取崩し額、長期前受金戻入額を合わせました次の行にあります  
10億114万956円を資本金に組入れし、残額の3億3,658万7,120円を繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、11ページから13ページは、5の令和6年度愛知中部水道企業団水道事業貸借対照表でございます。

令和7年3月31日現在における企業団が保有する固定資産、流動資産を合わせた12ページの上から6行目、資産合計と、その取得の源泉となります13ページ一番下の負債資本合計は、それぞれ同額の596億5,625万4,360円となっております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

こちらは、決算書類の作成に当たり採用した会計処理の基準及び手続を示した6の注記表となっております。

17ページ以降は、決算附属資料、財務諸表附属資料でございます。

以上で、令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（武田治敏議員） 説明は終わりました。

続いて、議案第10号に対し、代表監査委員より決算審査の報告及び経営健全化審査の報告を求めます。

柘植豊彦代表監査委員。

○代表監査委員（柘植豊彦君） 監査委員の柘植でございます。

議長より御指名がございましたので、監査委員を代表しまして、令和6年度決算審査の結果について御報告申し上げます。

令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算につきましては、企業長から提出されました決算報告書及び財務諸表に基づき、去る6月25日、富田監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、決算報告書及び財務諸表が水道事業の財政状態及び経営成績を明瞭かつ適正に表示されているかを検証することに留意し、関係職員の説明を聴取し、決算計数の正確性、予算の執行状況の適否等につきまして審査をいたしました。

その結果につきまして申し上げますと、決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業法及びその他の関連法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、水道事業の財政状態及び経営成績は適正に表示されているものと認められました。

令和6年度本企業団会計決算に係る審査内容の詳細につきましては、決算審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも事前に配付されておりますので、御精読いただきたいというふうに思います。

この場におきましては、本企業団水道事業会計の現状と監査委員としての意見を申し述べさせていただきます、報告とさせていただきます。

令和6年度の決算を総括すると、収益的収支は純利益を計上し、資本的収支は不足額を補てんできている点からすれば、おおむね問題がない状況と言えます。しかし、純利益はあるものの、前年度と比較して大幅な減益となっており、今後の経営について安心であると言える要素は少ない状況となっております。計画的に施設や管路の更新等を図りながら水道水の安定供給に努められているところではありますけれども、今後も耐用年数が順次到来する施設の改修、更新工事や老朽管対策に必要な経費は膨大であり、配水管の耐震化工事につきましても、災害時の給水に対応できるよう、継続的に実施していく必要があります。

令和7年6月から水道料金を平均20.4%の増額改定を行ったところでありますが、水道事業の健全な経営を持続するためには、料金改定によるものだけでなく、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、更なる経費を節減するための努力や業務の改善に努めることを要望し、令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算審査の意見といたします。

次に、基金の運用状況につきまして報告をいたします。

水道水源環境保全基金につきましては、水道環境保全事業の推進を図る目的で平成13年6月から積立てを行っていましたが、上流域との協議の結果、令和7年5月をもって徴収を廃止するということになりました。今後は残高の範囲内で事業を行っていくことになってまいりますけれども、近年、計画どおりの面積確保が難しい状況が続いております。協定満了である令和14年度末までに目標整備面積1万4,000ヘクタールを達成するため、現状の課題を踏まえ、上流域とのより一層の協議、連携を図られるよう要望し、基金運用状況の決算審査の意見とさせていただきます。

続きまして、令和6年度水道事業会計経営健全化審査につきまして御報告を申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、企業長から提出されました令和6年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に行われているかを主眼に審査いたしました。

その結果につきまして申し上げますと、いずれも適正に行われており、健全な経営状態にあることを認めましたので、御報告をさせていただきます。

審査の内容につきましては、経営健全化審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも事前に配付をされておりますので、御精読いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、監査委員を代表いたしまして、決算審査及び経営健全化審査の報告とさせていただきます。以上です。

○議長（武田治敏議員） 御苦労様でした。

これより質疑に入ります。

議案第10号について質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

14番、門原武志議員。

○14番（門原武志議員） 14番、門原です。

それでは、通告に従いまして質疑いたします。

大きく4点について伺いますけれども、まず企業債についてでございます。

決算書46ページの4、令和6年度愛知中部水道企業団水道事業企業債明細書によりますと、財政融資資金（令和7年3月25日発行、総額5億円）の利率が2.3%で、借入金を再開した令和3年度の利息0.8%から上昇し続けております。同じ借入額である令和5年度と令和6年度の借入額5億円に対する支払利息の差は幾らになるかということが、まず1点目でございます。

2点目、県補助金について伺います。

決算書4ページの資本金収入、第2項県補助金の内容、補助対象事業、補助率などについて改めて説明してください。また、減額する補正予算を議会が認めたんですけれども、県が減額した理由について改めて説明してください。また、支出への影響があれば、説明してください。

3点目、建設改良費についてでございます。

決算説明資料2ページの管路更新率1.25%の目標に対し、1.04%と未達成に見えるんですけれども、要因について説明してください。

最後、給水原価についてでございます。

決算審査意見書10ページに、給水原価が前年度と比較して5.05円、3.2%増加しており、今後の経営状況の悪化が懸念されるとあります。県営水道の値上げ額など、内訳を説明してください。以上です。

○議長（武田治敏議員） 門原議員の質疑に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

す。

私からは、1点目と4点目についてお答えをいたします。

初めに、1点目の令和5年度と令和6年度の借入れ5億円に対する支払利息の差は幾らになるかについてでございますが、令和5年度、令和6年度ともに、財政融資資金5億円を据置期間なしで半年賦元利均等償還により40年の償還で借入れを行いました。それぞれの利率と支払利息の総額でございますが、令和5年度は1.6%で1億7,838万8,929円、令和6年度は2.3%で2億6,674万6,535円であり、その差額は8,835万7,606円でございます。

次に、4点目の給水原価が5.05円増加した内訳の主な費用についてでございますが、資産減耗費が1.6円、修繕費が1.29円、受水費が0.88円などでございます。

なお、県営水道の値上げ額につきましては、令和6年10月1日からの料金改定により、消費税抜きの使用料金は1立方メートル当たり26円が2円の値上げとなり28円となっております。令和6年におきましては、この差額は3,226万9,076円と把握しております。従いまして、受水費0.88円増加した内訳でございますが、県営水道分として0.87円の増加、その他の受水費で0.01円の増加でございます。県営水道分のうち、値上げ分としましては0.98円の増加、基本料金の減少分や使用水量の減少分などで0.11円の減少となっております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 私からは、2点目と3点目についてお答えいたします。

技術次長の竹内でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、2点目の補助対象事業、補助率などについて改めて説明されたいについてでございますが、令和6年度愛知県生活基盤施設耐震化等補助金、重要給水施設配水管路耐震化事業として、令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算書20ページから22ページに記載された工事のうちの工事名に（補助金）と明記のある笠寺山日進西中線配水管布設替工事その1（補助金）R6始め6工事が県補助金対象事業で、補助率については事業費のうち単独事業費を除いた事業費の4分の1が補助対象となります。

次に、県が減額した理由を説明されたいについてでございますが、県からの交付決定の通知により交付額が決定されるもので、そこに理由は示されておられませんので理由を説明することができません。

2点目最後の、支出への影響を説明されたいについてでございますが、交付決定の時点で

は対象工事の全てを契約しており、また決定額により計画を変更していませんので、支出への影響はございません。

3点目の管路更新率が1.25%の目標に対し、1.04%と未達成だった要因についてでございますが、令和6年度決算説明資料9ページにありますように、事業費高騰から財源確保が困難となる懸念から、令和6年度は可能な限り管路更新率1%を下回らないように予算編成を行い、事業を進めた結果、管路更新率は1.04%となったものでございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） ありがとうございます。再質疑いたします。

まず、企業債についてでありますけれども、その差額、40年で割り返しますと1年当たり220万ほどですかね。そう大きな影響じゃないということで、いろいろ目標を立てた計画がありますけれども、それについては影響がないというふうに捉えていいといたしますか、そもそも利率4%以内ということで予算を組んでおりますもので影響はないのは当然だとは思いますが、念のためお聞きしておきます。

3番目、建設改良費についてですけれども、すみません、令和6年度の予算の説明資料の方で、そういったことで1%を前提で予算を組んでいるというふうな記載があるのを後で見つけましたんで、よく説明を聞くようにしたいと思います。

あとは答弁結構でございます。1点目の部分だけ、答弁をお願いします。

○議長（武田治敏議員） 門原議員の再質疑に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 企業債の利息の上昇が計画に与える影響についてでございますが、利率の方が上昇しておりますので、先ほど答弁しましたように、同じ条件でありましても差額が約8,800万円でございます。この利息の上昇に関しましては、今後も少なからず影響はあるというふうに認識しております。

しかしながら、老朽管更新工事等の財源確保のためには借入れが必要であると同時に認識もしております。水道料金審議会にていただきました答申を踏まえ、将来世代への過度の負担増加や財政の硬直化につながらないような借入れに今後も努めてまいります。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） これにて、14番、門原武志議員の質疑を終わります。

続きまして、3番、こんどうのぶお議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 議案第10号、令和6年度決算の認定について、6点ほど質問させていただきます。

1点目、決算説明資料2ページの基幹管路の耐震適合率が令和5年度では75.1%、令和6年度が75%に下がっている理由です。

2点目、決算説明資料の5ページの有収率が0.3%下がっています。これは、不明水量が上がっているということでしょうか。

3点目、決算説明資料7ページ、資本的収支の工事負担金の執行率が47.5%です。区画整理事業の取りやめ繰越しとのことでしたが、どこの工事での中止なのでしょう。

4点目、同じく資本的収支の収入科目、国庫補助金の770万円の繰越しの理由です。

5点目、決算説明資料8ページの経常収支比率、また料金回収比率も低下していますが、何の要因でしょうか。

最後の6点目、第3次アクア・シンフォニー計画（改訂版）の水需要の動向として、大口使用者の地下水利用の影響で使用水量の減少傾向とあるが、令和6年度はどのように減少していますか。以上です。

○議長（武田治敏議員）　こんどう議員の質疑に対する答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内　稔君）　技術次長の竹内でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、1点目、3点目、4点目についてお答えいたします。

初めに、1点目の耐震適合率が令和5年度では75.1%から令和6年が75%に下がっている理由についてでございますが、基幹管路とは、導水管、送水管、パイ400ミリ以上の配水管となっており、令和6年度老朽管更新工事において、耐用年数を超えた耐震適合管であったパイ400ミリの基幹管路の管口径を150ミリの配水管に布設替えしたため、基幹管路から外したことによるものです。

次に、3点目のどこの工事の中止なのかでございますが、工事の中止となりました区画整理事業は、豊明地区、日進地区でございます。

最後に、4点目の国庫補助金の770万円の繰越しの理由についてでございますが、補助対象の工事が繰越しとなったことにより、当該工事に係る財源充当額として令和7年度に収入を見込んでいるものでございます。当該工事が繰越しとなった理由といたしましては、補助金追加交付の要件として補正予算承認後に契約する必要があり、契約締結日が令和7年3月31日となったからでございます。

○議長（武田治敏議員）　近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君）　管理担当次長の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、2点目と5点目についてお答えをいたします。

初めに、2点目の有収率が低下した原因は、不明水量が上がっていることによるものかについてでございますが、前年度と比較すると有収水量は同規模でございますが、総配水量が増加しておりますので、有収率は低下しております。

なお、総配水量が増加した要因としましては、漏水等不明水量の増加によるものと考えられますので、有収率が低下した要因としましては、漏水等不明水量の増加の影響を受けたものと考えております。

次に、5点目の経常収支比率及び料金回収率が低下した要因は何かについてでございますが、これらの指標はともに収益と費用の対比により算出される指標でございます。令和6年度は前年度と比較して収益は増加いたしました、それ以上に費用が増加したことが当該指標の低下した要因でございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） 営業担当次長の谷澤でございます。よろしくお願いをいたします。

6点目は、私からお答えさせていただきます。

第3次アクア・シンフォニー計画（改訂版）の水需要の動向として、大口使用者の地下水利用の影響で使用水量の減少傾向とあるが、令和6年度はどのように減少していますかでございますけれども、令和6年度の4市1町全体の有収水量は令和5年度と比べてほぼ横ばいの3,291万4,336立方メートルでございましたが、市町別の有収水量を見ますと、新たに地下水利用を始めた大口使用者の影響により、豊明地区では1万8,568立方メートル、長久手地区では4万7,647立方メートル減少しております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 再質疑をさせていただきます。

1番目、基幹管路が、400パイが150パイに布設替えというお話がありました。ということは、基幹管路の定義、パイ400ミリが減ったということで確認です。よろしいでしょうかということと、あと基幹管路が減っている理由は何でしょうか。

また、将来的に土地区画事業、企業誘致などで水道利用が増えた場合のことも考慮されているのかというのが1番の再質です。

2番目の再質で、漏水等不明水量ということですが、この漏水量なんですけど、この量と金額は把握されているでしょうか。

3番目の土地区画整理事業、豊明と日進ということですが、区画事業整理の取りやめ、それぞれの取りやめの理由は把握されているでしょうか。

次、4番目、国庫補助金の繰越し、当初予算に組み入れてあったものだと思うんですけど、計画より契約が遅れたなら、その理由をもう一回教えていただきたいということです。

5番目です。経常収支比率の関係ですけど、経常費用を抑える対策は何かお考えでしょうか。

最後、6番目です。地下水で大口の使用者、豊明と長久手ということですが、地下水の状況、昨今では大手の企業が使用すると思われます。大口の地下水利用は把握されていますか。また、大口利用者の地下水利用はどのくらい増えているのでしょうか。それと、あと豊明ということで、柿ノ木工業団地、新しくできるんですけど、そちらの地下水利用事業者は把握されているのでしょうか。以上です。

○議長（武田治敏議員）　こんどう議員の再質疑に対する答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内　稔君）　まず、400ミリから150ミリの管種の検証でございますが、老朽管更新に当たり、配水管網管口径を適正に再検討した結果によるものでございます。

次に、減っている理由でよろしかったですね。

○3番（こんどうのぶお議員）　何番。

○次長（技術）（竹内　稔君）　今言っているのは、1番目……。

○3番（こんどうのぶお議員）　減っている理由ですね。

○次長（技術）（竹内　稔君）　今の理由は、先ほど答弁したとおり、そちらの400ミリ以上の配水管が基幹管路で、150ミリに変えましたので、そこから外れたことによるものです。

次に、区画整理の減少についてなんですけど、長期的な計画をしていますので、計画については変更はございません。

3番目の把握しているのかでございしますが、区画整理は企業団の主体的な事業ではありませんので、理由等は聞いていますけど、ここではお答えできませんので、よろしくお願いします。

あと、4番目の国庫補助金に関してなんですけど、令和6年度に追加執行に関する要望書の提出依頼が令和6年12月4日にあって、これに基づき諸手続を行って、このようになりました。以上でございます。

○議長（武田治敏議員）　近藤次長。



○次長（管理）（近藤隆徳君） 私の方からは、まず漏水量等不明水量の水量の把握と、あと金額の把握をしているかについてでございますが、令和6年度の漏水等不明水量につきましては、105万1,407立方メートルでございます。金額につきましては、不明水量でございますので算定方法が確定をしておりませんので、金額につきましては把握をしておりません。

あと、もう一つですが、給水原価を引き下げのための策ということでございますが、こちらの方は費用の削減が必要となってまいります。費用の削減につきましては、予算の執行等に当たり、日頃から適正な予算執行に努めておるところでございますが、県営水道の料金の値上げを始めとした昨今の物価高騰などの影響により、経費の多くが増加をしております。引き続き、業務の効率化、経費の節減等に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） 6点目の再質問にお答えさせていただきます。

6点目のまず初めに、大口利用者の地下水の利用状況を把握しているかと、あと大口使用者において地下水の利用が増えているかについてでございますけれども、本企業団では地下水利用の実態を把握できませんので、把握はしておりません。

最後、柿ノ木の工業団地での地下水利用の件でございますけれども、こちらの方は本管の整備が終わっているんですけども、まだ給水申込みがこちらの方に来ていませんので、こちらの方もちょっとまだ分からない状況でございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） これにて、3番、こんどうのぶお議員の質疑を終わります。

以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田治敏議員） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字その他の整理は議長に委任されたいが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

---

#### ◎企業長あいさつ

○議長（武田治敏議員） それでは、企業長より御挨拶をお願いいたします。

佐藤有美企業長。

○企業長（佐藤有美君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日上程いたしました議案につきましては、慎重なる御審議を賜り、原案どおり御可決をいただき、誠にありがとうございました。

先ほど柘植代表監査委員より、令和6年度決算につきまして、おおむね問題ない状況にあるが、今後も耐用年数が順次到来する施設の改修、更新工事や老朽管対策に必要な経費は膨大であり、配水管の耐震化工事についても、災害時の給水に対応できるよう継続的に実施していく必要があるとの意見をいただきました。

こうしたことも踏まえ、第3次アクア・シンフォニー計画の基本理念である「水源から蛇口まで、みんなに気持ちいい水道」の実現に向け、各種事業の効率的・効果的な執行に職員一丸となり取り組んでまいりますので、皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、季節柄何かと御多忙かと存じますが、くれぐれも御自愛いただき、一層の御活躍をお祈り申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（武田治敏議員） どうもありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（武田治敏議員） 本日は大変慎重な審議を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時57分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年 7月 25日

議 長 武 田 治 敏

署 名 議 員 こんどう の ぶ お

署 名 議 員 わたなべ さ つ 子